

「樹氷復活県民会議」設置要綱

（設置の目的）

第1条 蔵王の樹氷は、非常に特異な自然現象であり、世界的にも希少で貴重な自然景観であるとともに、本県の冬のシンボルとして、海外でも広く知られる重要な観光資源となっている。

その景観を将来世代に手渡し、その恵みを脈々と守り続けることができるよう、東北森林管理局が行うオオシラビソ林再生に向けた取組みへの支援に加え、県民が自然環境の大切さを考え、自らその保全に貢献するとともに、行政機関・企業・団体の協力を促し、持続可能な社会の実現に向けた機運の醸成を図ることで、蔵王連峰の特徴的な植生であるオオシラビソ林を再生し、ひいては県民の宝である樹氷の景観を復活させることを目的として、「樹氷復活県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置する。

（自然再生協議会）

第2条 県民会議は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条第1項に規定する自然再生協議会とし、同法第8条第2項の規定により次の事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成・改定
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る調整
- (4) その他必要な事項

（対象区域）

第3条 自然再生の対象区域は蔵王国定公園とする。

（事業）

第4条 県民会議は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 蔵王国定公園特別保護地区における植生の復元の支援に関すること。
- (2) オオシラビソ林の保全と再生に向けた調査研究への協力に関すること。
- (3) オオシラビソ林の保全と再生に向けた林野庁東北森林管理局との連携強化に関すること。
- (4) 県民への普及啓発、県（国）内外への情報の発信（環境・観光）に関すること。
- (5) SDGs に向けた取組みとして企業・団体・個人サポーターの参画呼びかけに関すること。
- (6) 次世代（子どもたち）への継承機会の確保に関すること。
- (7) 自然再生事業実施者の支援に関すること。
- (8) その他、この会議の目的遂行のため必要なことに関すること

(組織)

第5条 県民会議は、設立の趣旨に賛同する別表に掲げる有識者及び団体（以下「構成団体」という。）の代表者で構成し、前条に掲げる事業とともに、それぞれの団体として、樹氷復活に向け自らの取組みを積極的に行うものとする。

(会長等)

第6条 県民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は山形県知事とし、副会長は山形市長、上山市長、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構理事長、及び公益社団法人山形県観光物産協会会長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 県民会議に、会長の求めに応じ助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバー)

第8条 県民会議に、会長の求めに応じ意見を述べるオブザーバーを置くことができる。

(報道機関の協力)

第9条 県民会議は、設立の趣旨に賛同する報道機関の協力を得て、県民への普及啓発や県内外への情報の発信を行うものとする。

(サポーター)

第10条 県民会議は、設立の趣旨に賛同し、樹氷復活に自発的に取り組む又は取組みを支援する企業・団体・個人等を募り、県民会議サポーターとして登録するものとする。

(会議)

第11条 県民会議の会議は定例会とし、年1回、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議及び会議議事録は、公開する。

(ワーキンググループ)

第12条 県民会議に、オオシラビソ林再生に向けた試験及び研究や、樹氷復活に向けた具体的な取組みの検討及び立案等を行うため、次に掲げるワーキンググループを置く。

- (1) 技術検討ワーキングチーム
- (2) 情報発信・次世代継承ワーキングチーム
- (3) 自然再生協議会ワーキングチーム

- 2 前項に掲げるワーキンググループの構成は別に定め、前項第3号に掲げるワーキンググループの構成員は各構成団体が推薦する者とする。
- 3 ワーキンググループの事務局は、県環境エネルギー部みどり自然課とする。

(庶務)

第13条 県民会議の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。

- 2 事務局は、山形県環境エネルギー部みどり自然課、同観光文化スポーツ部観光交流拡大課、同農林水産部森林ノミクス推進課、同森林研究研修センター、同教育局教育政策課、及び公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構緑化推進部で構成する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、山形県環境エネルギー部みどり自然課が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

樹氷復活県民会議（自然再生協議会）の構成

● 有識者及び構成団体

有識者	東北農林専門職大学森林業経営学科 教授 大久保 達弘
	山形大学 蔵王樹氷火山総合研究会 副所長（山形大学 名誉教授） 柳澤 文孝
	山形大学 農山村リジェネレーション共創研究センター 教授（山形大学 名誉教授） 林田 光祐
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長 山中 高史
地元関係団体	公益社団法人山形県観光物産協会
	やまがた観光キャンペーン推進協議会
	一般社団法人山形市観光協会
	蔵王温泉観光協会 ※
	蔵王坊平観光協議会 ※
	一般社団法人上山市観光物産協会
	一般社団法人山形県経営者協会
	山形経済同友会
	山形県商工会議所連合会
	山形県商工会連合会
	山形県中小企業団体中央会
	一般社団法人山形県銀行協会
	蔵王索道協会
	社会福祉法人山形県社会福祉協議会
	公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
	山形県緑の少年団連盟
行政機関	環境省（オブザーバー）
	林野庁（オブザーバー）
	山形県
	山形市 ※
	上山市 ※
	山形県市長会
	山形県町村会

※印は地域住民の役割を兼ねている

● 在形報道機関